

京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市人事委員会

委員長 金川 琢郎

京都市人事委員会規則第9号

京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行細則の一部を改正する規則

京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行細則の一部を次のように改正する。

第6条中第1項を削り、第2項を第1項とし、同項の次に次の1項を加える。

2 条例第8条第1項第4号に規定する人事委員会規則で定める服喪休暇の基準は、別表第3のとおりとする。

附則に次の1項を加える。

3 第11条第1項及び第2項の規定は、京北町の区域の編入の日の前日に同町の職員であった者について準用する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第6条関係）

死 亡 し た 者	休 暇 日 数
配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）	7 日
父母（配偶者の父母を含む。）及び子 祖父母、孫及び兄弟姉妹	3 日

子又は父母の配偶者及び配偶者の子	3 日 (職員と生計を一にしていた場合は, 7日)
おじ, おば, おい及びめい	1 日
配偶者の祖父母, 祖父母の配偶者, 配偶者の兄弟姉妹及び兄弟姉妹の配偶者	1 日 (職員と生計を一にしていた場合は, 3日)
おじ又はおばの配偶者	1 日

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は, 平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の京都市職員の勤務時間, 休日, 休暇等に関する条例施行細則第 6 条第 2 項及び別表第 3 の規定は, この規則の施行の日以後に死亡した者に係る服喪休暇について適用し, 同日前に死亡した者に係る服喪休暇については, なお従前の例による。

(人事委員会事務局調査課)